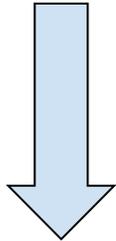


検討事項① 「部活動の目的について」

春日井市が目指す部活動の今後の方向性は、「持続可能な部活動と教員の負担軽減の両立」です。これは、第1回の会議で皆さんと共有した通り、現時点においては、部活動に教育的意義を見出しているからです。そこで、この教育的意義について整理してみます。

【部活動の教育的意義】

- 単なる競技力の向上ではなく、教育目標の達成を助けるための活動



例示

- 1) 学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性などを育む活動（新学習指導要領より）
- 2) 実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能を育む活動（新学習指導要領より）
- 3) 未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力などを育む活動（新学習指導要領より）
- 4) 生命を尊び、自分を支えてくれる人々に対して、素直な感謝の気持ちを抱く活動（市教育大綱）
- 5) 人生で出会う様々な困難に対しても自信と責任を持って、真摯に向き合う力を育む活動（市教育大綱）

No	目的	活動内容
①	心身の健康のため	適切な運動量の確保と、回復のバランスが取れた活動
②	自主性を育むため	トップダウン型の指導ではなく、児童生徒の興味や好奇心を出発点に、自ら考え、情報を集め、行動することを促す
③	スポーツ等の楽しさに触れ、生涯スポーツ等に親しむ資質を育むため	メンバー全員が楽しむことを目指し、ルールや内容、種目等を工夫して実施
④	責任ある行動を取れるようにするため	組織の中で、各自の個性を活かした役割を見つけ、それを果たせるようにサポート
⑤	居場所を提供するため	児童生徒同士の会話や交流の機会を多くし、信頼関係を築くサポートをする

検討事項① 「部活動の目的について」

【意見交換】

No.	発言者	発言
1	【学校教育課大城】	小学校の部活動は、⑤の目的が大きいため、既存の部活動という形でなくても良いと思っている。例えば、運動系の総合部活動一つのみとし、日替わりで実施種目を変える等もやり方の一つだと考えられる。
	【山田勝史委員】	教育的意義のNo.⑤は、部活動の教育的意義でなく、保護者が小学校部活動で求めるものの一つである。小学校の部活動を廃止するならば、この要望に行政は対応していただきたい。
	【学校教育課大城】	居場所という意味を預かり場所と捉えればご指摘の通りであり、行政が対応すべきと思われる。一方、子供たちが活躍する場と捉えるならば、違った意味になると思う。小学校では、子供たちが活躍する場所としての部活動の必要性はどうか？
2	【山田勝史委員】	部活動は、学校の教育目標の達成を助けるための活動であるという認識を広く共通理解が必要。部活動以外の本来の学校教育活動で学校の教育目標の達成を目指さなければならない。
	【学校教育課大城】	この共通理解は、どうすれば深まるか。保護者・児童生徒へのアプローチ、教職員へのアプローチは、それぞれどのようなものが考えられるか。
3	【縄田委員】	” 教育的意義という言葉を使わない議論を” 「教育的意義」という言葉を、一旦使わずに議論した方が良いと思っている。「教育的意義」を持ち出すと、目的や活動が何でも正当化されてしまうようで、それこそが、今の部活動問題の原因の1つである気がしている。極論な物言いになるが、部活動の教育的意義は存在するものの、あまり過度な「教育的意義」を見出しすぎないことが、教育課程外である「部活動」の位置づけの理解を得やすく、緩やか・広さをもって、持続可能なものになるのではと考える。
4	【田中委員】	意義と目的が混在されているのではないか。一方で意義はこの自治体でも変わらないはずであり、それを改めて明確にするのもよいかもしれないが、文化・スポーツ宣言をしている春日井市として、学校教育での部活動をどう位置づけていくのか、例えば社会体育・生涯学習などとの関連の中で、それぞれの役割や、つながりなどを明確にしていくことが大切なのではないか
5	【縄田委員】	” 市教委が最初に確認することは部活を残すか、残さないか？” 「教育的意義」という言葉に関連して、私の解釈になるが、市教委はこれまでの議論を踏まえ「部活動を残すか」「部活動を残さないか」の2択を諮ることかと思う。 つまり、「部活を残さない」となれば、市教育委員会としては、今回のとりまとめは必要ない。であれば、学校における「教育的意義」は一旦考える必要がないと考える。 もう一方の「部活を残す」となれば、部活動を残す時点で「教育的意義」はあると判断されていることになり、ここでも「教育的意義」の議論は不要となる。 そして「教育的意義」は、各学校、各部活動で変わるものであることから、「後付け」でどうにでもなるものだと考える。

検討事項② 「部活動の活動時間について」

春日井市小・中学校部活動ガイドラインでは、部活動の活動時間上限を、平日は2時間程度、休日は3時間程度とするとともに、平日は週1日、休日は土曜日か日曜日のいずれかを休養日にするよう定めています。実際の学校現場においては、種目によっては、週1回の活動であったり、ガイドラインの上限近く活動していたりと様々であり、かつ、テスト期間や会議等で顧問が監督できない場合には、活動できなかつたりします。

それから、全ての学校では、季節によって、夏は18時を目安に、冬は16時30分を目安に最終下刻時間を定めており、それ以上の活動は原則ありません。そして、部活動は、授業後に始まりますが、これも、50分授業時には概ね16時スタート、45分授業時には15時30分スタートと様々です。そこで、ガイドラインに沿って活動している部活の年間計画を参考に、1か月あたりの活動時間を算出してみました。

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平日	25h	17h	18h	53h	43h	15h	15h	14h	34h	16h	10h	22h	282h
上記の時間外分	11h	10h	11h	9h	0h	7h	1h	0h	0h	0h	1h	6h	56h
休日	21h	9h	12h	33h	3h	21h	18h	12h	12h	6h	18h	16h	181h
上記の時間外分	21h	9h	12h	33h	3h	21h	18h	12h	12h	6h	18h	16h	181h

※時間は教員の勤務日ベース

【意見交換】

No.	発言者	発言
1	【学校教育課大城】	種目によっても異なるが、特にスポーツ系の部活動は、現状のガイドラインより活動時間を削減すると、部活動の目的①～④を育むことが困難だと思われる。
2	【山田勝史委員】	教員が顧問を継続するならば、働き方改革の観点から、教員の勤務時間内の活動が望ましいが、平日の休憩時間（本校の場合16：10～16：40）の確保が必要。週休日の確保も必要だが、大会・発表会は、休日に開催するしかなく、大会・発表会をどうしていくかが課題であり、この課題は市レベルだけでなく、上位大会を含めて、中体連や各競技団体等・高校との検討が必要となる。 また、あくまでも部活動は、学校の教育目標の達成を助けるための活動であり、学校の教育目標の達成は、部活動以外の本来の学校教育活動で目指さなければならないことが前提である。
3	【田中委員】	上表で示された活動時間は、準備や後片付け（今取り組んでいる消毒も含め）が含まれたものとなっているか？。また、現状では活動後・下校後、概ね自宅に到着するであろう時間まで顧問は待機することが普通となっている。一つの考えとして、月ごとの活動時間の上限を示していくことも一つの方法ではないか。各学校ではさらに週毎の上限まで示すこともよいのではないか。

検討事項③ 「平日の部活動について」

前回の検討会でお示した通り、法律的には、教員に部活動の実施を命じることは出来ません。（既存の部活動は、あくまでも教員の自発的活動と整理されています。）しかしながら、現実には毎年顧問が見つからない部活動に対して、廃止するのではなく、維持するために校長が教員に強くお願いしている現状があります。

では、仮に教員が顧問をするもしないも自由に選べたらどうなるか？市教委では、その場合でも引き続き教員が顧問を担うのは、3割程度と見込んでいます（組合アンケート等を参考に見込んだ結果）。

こうしたことを前提に、まず平日部活動の今後については、次の4つの方向性から検討したいと思います。

【平日部活動の今後の方向性について】

方向性その1 「部活動指導員等の外部人材に任せる」

【意見交換】

No.	発言者	発言
1	【学校教育課大城】	現在本市には、中学校だけで約250部ある。一方、部活動指導員は約150人で、その中で、教員がいなくても部活動を実施できる人材は、20部程度と見込んでいる。このため、外部人材の大幅な拡充が必要となるが、現状、人材確保の目途はたっていない。
2	【山田勝史委員】	本校（小学校）の場合、すべて部活動指導員による運営だが、技術指導は堪能であるものの、教育的意義の指導は十分ではない状況にある。また、部活動の運営については、部活動指導員の確保ができなければ、廃止もやむなしと保護者へ説明しており、毎年の部活動検討会議で部活動指導員の募集をし、継続に努力しているが、それでも確保は難しい現状にある。
3	【山田勝史委員】	教育的意義の達成の観点から、仮に人材確保のために平日は教員指導、休日は部活動指導員の指導とした場合、指導の一貫性が必要となる。
4	【田中委員】	技術指導を中心とした部活動指導員などの外部人材もよいが、種目の専門でなくても部活動指導ができる教員OBなどを広く募集してもよいのではないか。トップレベル、競技としての指導ばかりを求める必要が本当にあるのか、この部分の考え方も整理すべきでないか。
5	【若山委員】	文化関係の外部指導者確保が最大の課題ではないか。各種連盟の運営は結局教員が担っている現状から、教員OB、市内で活動している団体、文科系教室等との繋がりをつくり、新しい人材派遣システムの構築を誰かがやらないといけないと感じている。

検討事項③ 「平日の部活動について」
方向性その2 「民間企業等に部活動を委託する」

【意見交換】

No.	発言者	発言
1	【学校教育課大城】	正式な見積もりを取ったことはないが、小学校の部活動すべてを民間委託した名古屋市では、その金額の重さから、中学校部活動の民間委託は困難と聞いている。費用次第では、受益者負担＝保護者負担になる可能性もあり、文部科学省はその方向性を示しているが、その場合、家庭の経済状況によって、できる活動に差が生まれる可能性があり、そこへの配慮をどうするか考える必要がある。
2	【山田勝史委員】	民間企業に委託にしても、市の部活動指導員の制度にしても、教育的意義の指導のできる人材の確保が問題である。また、民間企業の委託で保護者負担であれば、部活動の継続でなく、社会教育の移行として検討となるのではないか。
3	【田中委員】 【縄田委員】	予算・財政面を含めて民間委託が可能ならば、活用すべきと考える。受益者負担については、家庭の状況等に応じた補助制度などを構築してはどうか。 補助制度の構築について予算措置をする場合、大阪市の塾代助成のように、子どもに対する、習い事の括りで支援する形での予算措置が必要だと考える。
4	【辻井委員】	春日井市の場合、小学校はほぼ現状通りでもよいと思う。中学校については、かなりの負担になるかと思うが、民間委託を検討する価値はあると思います。（例えば実績のある「リーフラス」という会社について検討してみるなど。）
5	【若山委員】	部活動指導員については、音楽関係の場合、演奏活動や指導で生計を立てている方が多いため、部活指導だけに特化してもらうことが困難であるが、指導者の確保ができる民間委託であれば人材確保の点ではやや良いように思う。しかし民間委託にも課題がある。名古屋市の小学校部活動が民間委託となった一方で、現段階では、NHK学校音楽コンクールは民間委託の活動の出場は認めていない。このため、名古屋市小学校のコンクールへの参加は0となった。参加規程の変更を要求しているものの、NHKも母体が全国規模のものなので検討に時間がかかり、来年すぐにコンクール出場が認められるかどうか未定という状況が生じている。 この点については、吹奏楽連盟においても学校の部活動ではなくなると今まで通りの参加は今のところ難しく、「大学・職場・一般」部門での出場となる可能性が高い。文科省の動きから、NHKも吹連も全国支部では検討が始まりかけていると思うが、我々の耳にはなかなか入ってきていない。 今後は、こうしたコンクール出場だけを活動の目的とせず、演奏の場を開拓していくことで新しい活動につながっていくことも必要と考える。

検討事項③ 「平日の部活動について」
方向性その3 「部活動の数を減らす」

【意見交換】

No.	発言者	発言
1	【学校教育課大城】	現在でも部活動をなくす場合は、新規加入を止め、既存の部員が卒業するまで続けるなど、配慮と時間を要している。また、そもそも論として、持続可能な部活動を目指す本市の方向性と異なることとなる。しかし、考え方として、サークル的な部活動、複数部活動への参加許可、日替わり部活動等、既存の部活動と異なる形への移行であれば、子どもたちの活動場所確保と教員の負担軽減の両立が図れる可能性があるのではないかと。
2	【山田勝史委員】 【学校教育課大城】	あくまでも部活動は、学校の教育目標の達成を助けるための活動であることから、補助の観点から、学校規模（生徒数や教員顧問数）等を各学校が考慮して検討すればよいのではないかと。 学校を取り巻く様々な声を考慮すると、学校規模と部活数について、ある程度の方向性を市教委が示したほうが、学校現場がスムーズに進められるのではないかと。
3	【田中委員】	どの程度の減らし方なのかにもよるが、部活動数を1つや2つ減らした程度であれば、安全面や同僚性などから、顧問の数をそれほど減らせるとは考えにくいように思う。

方向性その4 「その他の選択肢」

【意見交換】

No.	発言者	発言
1	【学校教育課大城】 【田中委員】	高蔵寺中学校や、岡崎市が試行している方法で、授業時間の工夫等で部活動開始時間を早め、現在と同じ活動時間を確保しつつ、平日は教員の勤務時間内で部活動を実施するという方法もある。実際に高蔵寺中学校では、この方法で平日の部活動の活動時間を維持したまま、週4日から週3日に変更した。その結果、平日の活動日減少、勤務時間外部活動の消滅で教員の負担軽減が図られた他、子どもたちは平日でも運動場・体育館を全面で練習できるなど、練習内容が濃くなり、大会成績も向上したという成果が上がっている。 坂下中においても、本年度より平日の活動日数を3日としているが、支障は生じていない。

検討事項④ 「休日の部活動について」

部活動の活動時間でお示したように、教員が休日に時間外として部活動に携わる時間は、年間で300時間近くになる場合もあります。

教員の時間外勤務の上限規制は、通常の労働者と同じく年間360時間以内が基本とされていますので、この現状では、持続可能な部活動とは言えないと考えています。このため、休日の部活動は、教育的意義を達成するためには必要かどうか、再度、考える必要があると思います。その上で必要であると考えるのであれば、教員に担わせることは法的に難しい状況ですので、誰が担うべきか考える必要があります。

【休日部活動の考え方】

その1 「休日に部活動を実施する必要性があるのか」

【意見交換】

No.	発言者	発言
1	【学校教育課大城】	スポーツ系の部活動は、活動場所の制約がある（休日は体育館・運動場全面で活動可能等）ため、休日の活動がないと、「部活動の目的について」の「教育的意義」で掲げた②～④を育むことが困難だと思います。
2	【山田勝史委員】	教員の働き方改革の観点から言えば、週休日の確保は必要だが、大会・発表会は、休日に開催するしかない。また、結果的には、これを目標（教育的意義とは違うものの）に練習することで、教育的意義の達成に大いに効果があると考えます。
3	【田中委員】	大会や発表会の休日実施については、中体連や吹奏楽連盟、各種競技団体との調整が必要だが、これを必要最低限にしていくとともに、休日の活動については、年間を通した実施は必要ないとする。季節でシーズンオフを設定するなどに対応するなど方針を示すとよいのではないかと。
4	【縄田委員】	教員が携わる部活動を残すとすると、休日は基本的に部活動の実施は必要ないと思われる。
5	【辻井委員】	「部活動の目的について」の「教育的意義」で掲げた②～④を達成するには、休日の練習試合等は最大の効果が期待できるものと思われる。
6	【河野委員】	スポーツ協会の加盟団体においても、現状は大会等が休日に組まれていることが多い。

検討事項④ 「休日の部活動について」

その2 「休日の活動は、学校管理下の部活動として実施すべきか、学校とは切り離れた地域活動等として実施すべきか」

【意見交換】

No.	発言者	発言
1	【学校教育課大城】 【辻井委員】	万が一の事故発生時の補償、各種大会への参加条件の現状を考えると、当面の間、休日の活動は学校管理下の部活動のほうが良いのではないかと考える。学校管理下の部活動でなくなった場合は、事故等に備えて新たに保険等に入る必要があり、それを誰が負担するのか考える必要がある。 また、現状、多くの大会が学校単位での参加が条件となっており、休日の活動を学校から切り離れた場合、団体活動では特に、休日に一緒に活動する仲間と同じチームで、各種大会へ参加できなくなることがある。 現状でも、社会スポーツとして、スポーツ安全保険に加入している部活動は存在している。
2	【山田勝史委員】 【学校教育課大城】	休日であっても、部活動ならば学校管理下であり、休日に部活動をしないということになれば、行政として、地域活動、社会教育活動を推進するかの検討をしていただきたい。 当面の間は休日も部活動として実施しながら、並行して地域活動・社会教育活動を推進し、その活動の成長に合わせて移行できればよいと考えている。
3	【田中委員】	市として、学校教育とその他の位置づけ・役割を明確にできれば、休日における地域活動も可能と考える。

その3 「合同部活動の実施（担い手は、教員、部活動指導員、民間クラブ等、特に特定はしない。）」

【意見交換】

No.	発言者	発言
1	【学校教育課大城】	現在、藤山台中学校サッカー部が実施しているが、休日のみ近隣校と合同部活動を実施するというやり方もある。合同とすることで、担う人材の削減が図れ、必要人数が減少すれば、人材確保の目途もたつ可能性がある。一方、自校以外への練習場所への移動の安全確保の点については、課題として充分検討する必要がある。
2	【田中委員】	学校単位の合同部活動に限らず、地域活動での役割と受け皿を明確にしていくとよいのではないかと考える。
3	【辻井委員】	休日だけでなく、可能な限り平日も合同で行うことも視野に入れるべきと考える。

検討事項④ 「休日の部活動について」

その4 「教員が休日部活動を担う方法」

【意見交換】

No.	発言者	発言
1	【学校教育課大城】	教員の中には、部活動に携わりたい方もいることから、その方たちの力を有効に活用すべきと考えている。一方、現状では、教員の身分で活動する限り、自主的活動と整理されてしまい、働き方改革の観点から課題がある。こうしたことから、教員が休日も部活動に関わりたい場合の仕組みを創設する必要がある。例えば、部活動指導員等の外部人材として、教員以外の身分で携わっていただくなどの手法を検討している。
	【辻井委員】	部活動指導員等の外部人材として、教員以外の身分で携わっていただくのがよいのではないか。「休日に教員が部活動を担う仕組みについて」の「考察2-2）」にある、「教員の身分以外で携わりたい方の受け皿を新規設立、若しくは、既存各種団体と連携しその団体が受け皿となり、受け皿団体に市が休日部活動の実施を委託する。」が一つの方向性だと考える。
	【田中委員】	兼職兼業への制度設計が必要だと考えます。
	【佐藤委員】	受け皿となり得る団体の選定など、具体的な方策を示し、実効性のある議論を深めていくことが肝要かと思われる。
2	【佐藤委員】	部活動指導員の発掘を既存のスポーツ団体だけでなく、広く行えるような仕組みを構築していくことも必要であると考える。

その5 「その他の選択肢」

※外部人材の活用、民間委託、部活動数の減少については、平日の部活動と同様なので割愛します。

検討事項⑤ 「休日に教員が部活動を担う仕組みについて」

前項のその4に関連した検討事項として、部活動に携わりたい教員が、部活動を担う仕組みを整理する必要があります。これについては、次のように考えています。

その1 「勤務時間内の範囲内で、部活動に携わる」

考察	現状の整理では、平日については、「平日の部活動」の方向性4で示した方法で可能と考えていますが、休日については携われないと思われます。
----	--

その2 「勤務時間外に、部活動に携わる」

これについては、次の2つの考え方があります。

考察1	現状同様、教員の自主的な活動として携わる	現状同様、教員の自主的な活動として携わるという考え方もあるものの、一部の教員はこれでもよいかもしれませんが、現状の課題を解消できません。
考察2	教員以外の身分で、部活動に携わる（身分が異なっても、お金を得る活動時間は、時間外勤務に合算されます。そして、ここでは、お金を得る身分を想定しています。）	<p>1) 部活動指導員として登録し、携わる（この場合の時給は1,600円、国の補助金を利用して、市が負担することを想定しています。）</p> <p>この場合に必要となる兼業・兼職の許可は、市教委が判断します。その判断基準として、本務に影響がないか、合算した時間外がどの程度になるかが重要になります。その時間外については、教員の勤務時間外上限規制の、月45時間、年間360時間が原則ですが、部活動の活動時間でお示した通り、この基準はかなりハードルが高いと考えています。一方で、兼業・兼職の許可基準に、時間外勤務については明確な基準がないので、市教委の裁量があると考えています。ここで仮にその幅を考えてみると、部活動の時間外勤務が平日には発生せず、休日にのみに発生するとしたら、月平均16時間（休日4日×4時間）程度と想定されます。そこで、兼業・兼職を認める時間外の基準を、月60時間、年間500時間程度としてみてもどうかと考えています。しかしながら、本来なら月45時間、年360時間は、労働者の健康を守る一つの指標であることから、これについては慎重に検討をする必要があります。現在、月60時間、年間500時間程度と、教員の健康管理を両立させる方法、法的にアウトでないかどうかを、検討しています。</p> <p>2) 教員の身分以外で携わりたい方の受け皿を新規設立、若しくは、既存各種団体と連携しその団体が受け皿となり、受け皿団体に市が休日部活動の実施を委託する。</p> <p>携わりたい教員の受け皿をどうするかだけの問題であり、その他は1)と同様です。</p>

検討事項⑥ 「その他」

今回検討している、今後の本市の部活動の方向性については、地域、学校、種目により採用する方向性が様々になると考えています。

(例：A中学校は休日部活動なし、B中学校の〇〇部は休日合同部活等)

そのような中で、様々な手段を駆使しても、現状の部活動数・活動時間を維持できない場合のことも想定すべきなのか？

具体的には、学校規模による上限部活数の目安を市教委が示すべきか、或いは、維持できない場合は廃止することを示すべきか。これについても一考しておく必要があると思います。

【意見交換】

No.	発言者	発言
1	【縄田委員】	部活動の位置づけは、中学校では「教育課程外」として実施されている。小学校ではどのような位置づけで実施されているのかを確認しておきたい。
2	【田中委員】	市として、部活動設置についての基本原則や方針は示していくべきでないか。その上で、各校は実情に応じた対応をしていくことになるのではないかと。一方で、学校の部活動だけで担保できない、スポーツや文化的な活動の場の提供は、学校教育の範疇だけでなく、地域スポーツ・文化活動として整備していくことが、文化・スポーツ都市宣言をしている春日井市の役割・施策なのではないか。
3	【縄田委員】	”意思決定は市単位ではなく各地域単位へ” 「具体的には、学校規模による上限部活数の目安を市教委が示すべきか、或いは、維持できない場合は廃止することを示すべきか。」という点については、市教委が一律に基準等を示すことは難しいと思われる。それは、市内の地域によっても事情が違うからである。しかし、意思決定の範囲が「市」では広すぎるものの、「各学校」ごとになると小さすぎる（校長先生の心理的負担が大きい）ため、「市」を何かしらの基準で「地域」を分けた上で、「地域」ごとに今回のような当事者同士で議論をしてもらい、その地域の当事者の方々に決めていってもらうという手法が良いのではないかと。
4	【田中委員】	現状でも社会体育活動として活動している部活動が存在しているが、部活動の改革を進める中でこれを認めない傾向があると認識している。「休日に教員が部活動を担う仕組み」のところで、「教員の身分以外で携わりたい方の受け皿を新規設立、若しくは、既存各種団体と連携しその団体が受け皿となり、受け皿団体に市が休日部活動の実施を委託する。」とあるように、社会体育活動とうまく進めていければと思う。
5	【若山委員】	吹奏楽が盛んな地域での話だが、学校の部活動で使っている楽器(個人所有ではなく学校管理の楽器)を、学校外のバンドの練習でも使用していることに対して理解が得られず、個人購入を要請されることもあると聞いている。(楽器のメンテナンスには多額の費用が掛かるためかと思われる)

【その他】

第1回会議を踏まえ、今回は意義(目的)、活動時間、平日・休日、教員が部活動を担う仕組みなど、各観点について事務局より整理されたものをもとに、事前に考えを示し合うという方法でたいへん合理的であると思うが、本会議の大きなゴールや節目、方向性などについてどうなりそうなのかなどを、例えばロードマップなどとして示せるとよいのではないかと。そうすると、第2回会議を含め、各会議の位置づけが明確になるのではないかと。(田中委員)